

八尾市結核対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八尾市補助金交付規則（平成16年八尾市規則第26号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、八尾市結核対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）に基づき、定期の健康診断を実施する学校又は施設の設置者に対し、予算の範囲内で定期健康診断に係る費用の一部を補助することにより、結核の早期発見、早期診断を促し結核のまん延防止を図ることを目的とする。

(補助の対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、法第53条の2第1項の規定に基づき学校及び施設（国都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。以下同じ。）の長が行う定期の健康診断事業を実施する者とする。

(暴力団の排除)

第4条 市長は、八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号。次項において「暴排条例」という。）第11条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助対象者（若しくは補助事業者）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 役員のうちに前号に該当する者

(3) 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助対象者（若しくは補助事業者）が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助対象者（若しくは補助事業者）に対し、役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報提出を求めることができる。

(補助事業)

第5条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、法第53条の2第1項の規定に基づき、学校又は施設の長が行う定期の健康診断事業

(補助額)

第6条 前条に規定する補助事業の補助額の算定については、次により算出された額とする。

(1) 間接撮影費及び直接撮影費の各区分で次に掲げる額を比較し、各区分毎に最も少ない額を選定する。

① 総事業費から寄付金その他収入額を控除した額（差引額）

② 市長が定める対象経費の実支出額

③ 市長が定める結核対策費（定期健康診断）補助金交付基準（別表のとおり。）による算定額

(2) 前項各号で選定した各区分の額の合計に3分の2を乗じて得た額を補助申請額とする。

2 前項第1号で算出した対象施設の補助申請額の総額が市の予算額を上回る場合、各対象施設の補助申請額に一定の割合を乗じて得た額を交付決定額とする。

(補助金交付申請)

第7条 補助事業者は、規則第5条第1項に基づき、八尾市結核対策費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類及び関係書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助金以外の経費負担の概要（別紙1）

(2) 結核対策費所要額調（別紙1の1）

(3) 結核診断事業計画書（別紙1の2）

(4) 結核対策費支出計画書（別紙1の3）

(5) 経費配分等収支予算書（別紙1の4）

(6) 要件確認申立書（別紙1の5）

(7) 暴力団等審査情報（別紙1の6）

(8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等により規則第6条第1項に掲げる事項を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定する。

2 市長は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定する。

(補助金交付等の決定通知)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに規則第7条の条件を付し、八尾市結核対策費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知する。

- 2 市長は、審査の結果により補助金を交付することが適当でないと認めたときは、速やかに当該補助事業者に対し、八尾市結核対策費補助金不交付決定通知書（様式第3号）にその理由を付して通知する。

（補助申請の取下げ）

第10条 補助事業者は、前条第1項による通知書の内容又は付された条件に不服があるときは、当該通知書を受け取った日から10日以内に、文書により申請の取下げをしなければならない。

- 2 前項の期日までに申請の取下げがないときは、前条第1項の結核対策費補助金の決定がされたものとする。

- 3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（経費配分の軽微な変更等）

第11条 規則第7条第1項第2号の規定による市長の定める軽微な変更の範囲は、交付決定の基礎となった総事業費の30%以内の額の減額変更とする。

- 2 規則第7条第1項第2号の規定による市長の承認を受けようとするときは、予め八尾市結核対策費補助金事業変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の変更届の提出があった場合において、当該申請内容が適正であると認めたときは、これを承認するものとする。この場合において、補助金の交付決定額の変更を必要とするときは、八尾市結核対策費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知する。

- 4 規則第7条第1項第3号に規定する市長の承認を受けようとする者は八尾市結核対策費補助金事業中止承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（規則第7条第2項の規定による条件）

第12条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、補助事業者から関係書類を提出させ、又は実地に検査を行うことがある。

（実績報告）

第13条 規則第15条の規定による報告は、八尾市結核対策費補助金交付事業実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類及び関係書類を添えて、市長が定める日までに市長に提出することとする。

（1）補助金以外の経費負担の概要 （別紙7）

（2）結核対策費補助金最終補助精算額明細書 （別紙7の1）

(3)健康診断事業実績報告書（別紙7の2）

(4)健康診断費精算内訳（別紙7の3）

(5)収支決算書抄本（別紙7の4）

(6)その他市長が必要とする書類

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、補助事業者から前条の規定による報告書の提出があったときは、報告に係る書類等の審査をし、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、八尾市結核対策費補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第15条 市長は、第13条の規定による報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命じることとする。

（補助金の交付）

第16条 第14条による通知書を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、八尾市結核対策費補助金交付請求書（様式第9号）を市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業者から前項の請求書の提出があったときは、当該請求書の提出があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第17条 市長は、補助事業者が規則第14条第3項及び第20条第1項各号のいずれかに該当するときは、結核対策費補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、八尾市結核対策費補助金返納・返還命令通知書（様式第10号）により通知するものとする。

2 前項の規定は、結核対策費補助金交付事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（加算金及び遅延金）

第18条 補助事業者は、規則第14条及び前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、

規則第 22 条第 1 項から第 4 項まで、及び第 6 項の規定に基づき加算金及び遅延金を納付しなければならない。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延金の全部又は一部を免除することができる。

(証拠書類の保管)

第 19 条 補助事業者は、補助事業にかかる帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第 20 条 この要綱により、市長に提出する書類は、すべて保健所長を経由するものとする。

(施行細目)

第 21 条 補助金の交付に関して必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、保健所長が定める。

附則

この要綱は、平成 30 年 7 月 24 日から実施し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

(別表)

結核対策費（定期健康診断）補助金交付基準		
事 項 区 分	基 準 単 価	備 考
(医療機関実施分) 間接撮影 直接撮影	感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱（厚生労働省発健第 1219002 号平成 20 年 12 月 19 日）別表 6 健康診断（結核に限る）、管理検診単価表に定める額。 但し、八尾市結核対策費補助金申請開始時に、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱の当該年度の単価改定が行われていない場合は、厚生労働省健康局結核感染症課結核対策係が結核の健康診断・管理検診単価表（案）で定めた額とする。	実施人員に各々の補助基本単価を乗じた額の合計額が「交付基準による算定額」となる。